

第 2 回 沖 縄 県 教 育 委 員 会 会 議 (定 例 会)

1 日時 平成24年1月18日 15時00分～15時45分

2 場所 教育庁第一会議室

3 出席者

| | | |
|----|---|--------|
| 委員 | 安次嶺 委員 (委員長) 中野 委員 新垣 委員 安里 委員 宮城 委員 大城 委員 (教育長) | (欠席委員) |
|----|---|--------|

| | | |
|---------|----------------|---|
| 教育 庁 | 統括監等 | 教育管理統括監、教育指導統括監、参事 |
| | 課長及び 班長等 | 総務課長、財務課長、施設課技術調整監、福利課長、 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課生涯学習推進監、文化財課長 |
| | 職務のため 出席した者 | (事務局) 総務課総務班班長、同班主査、 |

4 傍聴した者

記者3人 / その他0人

平成24年第2回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:00）

| | |
|------|--|
| 委員長 | ただ今から平成24年第2回県教育委員会会議・定例会を開催します。 はじめに会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 本日は、はじめに議席の指定を行います。委員の議席は、沖縄県教育委員会会議規則第8条第1項により、委員長が指定することとなっております。 議席番号1番を委員長職務代理者の中野委員、議席番号2番を新垣委員、議席番号3番を安里委員、議席番号4番を宮城委員、議席番号5番を大城教育長の議席に指定しますので、席の移動をお願いします。 (各委員が指定された席へ移動) これから1年間、この席で教育委員会会議を進めてまいりますので、よろしくをお願いします。 次に、平成23年第18回会議録の承認を行います。この回の会議録署名人は私でした。確認したところ、正確に記載されておりましたので承認してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、安里委員をお願いします。 |
| 安里委員 | はい。 |
| 委員長 | 次に教育長報告に入ります。報告1について説明をお願いします。 |
| 教育長 | (教育長報告1の説明) ・東日本大震災における教育委員会の対応状況について |
| 中野委員 | 行政としてできることを報告してもらっているが、学校現場の生徒、保護者、教員の中に支援を尻込みする状況があるという声をマスコミでも聞く。沖縄県で最大限できることはないか。青年団や婦人会にも呼びかけて、少しでもいいから継続的な支援ができるように行動を起こせないか。大人は年3回ゴルフをしているなら1回分でも支援に回そうとか、子どもは1ヶ月500円使うなら300円でもという気持ちになるかどうか、そういう働きかけをして組織的に何かできないか。ひとりでたくさんやっても長続きしないと思う。支援の手を差し伸べるような姿勢を教育すべきではないか。そういうことができないかどうか検討してほしい。 |
| 委員長 | 災害直後は支援が集まるが、時間が経つにつれてなくなってくる。しかし、被災者の方々はまだ困っていらっしゃるので、もう一度支援の手をとい |

| | |
|------|--|
| | うのが中野委員の御意見だと思う。 |
| 教育長 | 参事を筆頭にした教育庁内の東日本大震災に係る委員会が発足していますので、その中で検討させます。 |
| 安里委員 | 12月いっぱいまでワーキングチームへの派遣が終了しているということだが、ワーキングチームは今後どのように動いていくのか。派遣終了によって県全体での取組が途絶えないかという心配があるがどうか。教育委員会だけでなく、県全体としてどのように考えなのか聞きたい。 |
| 参事 | 昨年の会議で、支援会議の活動は継続していくと確認されております。 |
| 教育長 | この派遣終了というのは教育委員会からの派遣が終了するという事で、県全体としては引き続き対応していきます。 |
| 安里委員 | 私は個人的に商工会議所で連携しており、いろいろ支援を受けながらいろんな活動をしているが、県にバックアップ体制があることの告知が少し足りないように思う。いろいろ考えているところも独自でやっているのを散見する。これから3月11日に向けていろいろな動きがあると思うが、県のバックアップ体制の告知を再度行うことによってそういうことがしっかりできると思う。また、県が情報を集約できるようにするためにも対策室を有効に活用できるような告知方法を考えるよう、教育委員会から県全体への要望として出してほしい。福島の問題はまだまだ終結しないと思う。今後も福島や周辺の方々の移住が見込まれると思うので、今後増えた場合にもしっかり対応できるように来年度の編成を検討してほしい。 |
| 教育長 | 我々が総括していく中での要望等を集約して、県にも全体として要望できるところは要望していきたいと思えます。教育委員会としては、受入状況についてホームページで掲載しており、各教育事務所、義務教育課、県立学校教育課で問い合わせを受けて対応している状況です。 |
| 委員長 | 報告では300人以上の子ども達が沖縄県で学んでおり、今後も増えると思われる。故郷に帰ろうにも、放射能の問題が長引き、なかなか帰れない子もいる。この子達は沖縄で学び、育ち、いずれ沖縄県民になって沖縄にとって有為な人材になる可能性もあると思う。そういう意味で沖縄県民を支援する気持ちでやるべきだ。教育庁が先頭に立って県の支援に発言していくことが必要だと思う。 |
| 新垣委員 | 被災地の実情を子供たちに伝えることにより、色々と考えてもらうというのも、教育現場でできることではないか。災害とはどういうものか、思いやりや人の温かさについて教育できる機会であると考え。そして、子供たちが感じたことを引き出すということを行うべきだ。沖縄県でも、子ども達が募金活動等を行っており、そのような気持ちを育てていくことが大事だ。ぜひ、そのような取組を継続して行ってほしい。 |

| | |
|------|--|
| 教育長 | 今回の災害を受けて、学校の危機管理マニュアルの改訂作業も進めております。その中で、防災教育も充実させていきたいと考えております。 |
| 保体課長 | 現在、危機管理マニュアルの改訂案の内容確認を関係課長、防災関係の専門家である琉球大学の神谷教授、気象庁及び県警へ依頼しております。それらの意見を集約し、検討委員会で議論していきたいと考えています。 |
| 教育長 | 内容がまとまりましたら、教育委員会会議で報告できると考えています。 |
| 安里委員 | 12月に被災者の子ども達向けのクリスマスパーティーを実施した際、保護者から、子ども達が「放射能」と言われていじめられる状況があったと聞いた。この事例は、先生も交えて話し合っ解決したということだが、今後同様の事例が起こらないよう、予防する必要がある。福島県からの避難者が増加している現状もあるので、教育指導してほしい。 |
| 中野委員 | 大変ショックだ。あつてはならないことであり、早急に教育事務所、市町村教育委員会をとおして指導してほしい。 |
| 義務課長 | はい、対応いたします。 |
| 宮城委員 | 私の関わる伝統工芸との関係では、子ども達との直接の接点はないが、児童生徒の保護者が、昨年、工芸技術支援センターで織物研修を受けた。福島県で織物をしていたということもあり、最初は紹介されて見学に来て、3ヶ月後には沖縄に住所を移してきたため、研修での受入を行った。また、南風原の緋工場でも福島県の被災者を受け入れた事例があるようだ。 |
| 委員長 | まだ我々が支援すべきことが多くあり、各課ともに対応していくことが重要だ。 それでは、報告2について説明をお願いします。 |
| 教育長 | (教育長報告2の説明) ・平成24年度沖縄県県立学校実習助手等選考試験最終合格者について |
| 新垣委員 | 実習助手の商業と水産はどうなっているのか。 |
| 県立課長 | 商業は普通教科に含まれており、水産は今回採用がないため実施していません。 |
| 委員長 | 他にございませんか。 (しばし間があり) それでは、報告3について説明をお願いします。 |
| 教育長 | (教育長報告3の説明) ・八重山地区の教科書採択問題について |
| 安里委員 | 今後の対応に記載しているように、粘り強く指導しながら、最悪のシナリオも想定して、リミットが来た場合に3市町教育委員会に対してどういう対応をするかの準備もしてほしい。一番の目的は子ども達に迷惑をかけないことだ。子ども達にしっかりと教科用図書が届くために県教育委員会としてど |

| | |
|-------|---|
| | うするべきか準備してほしい。 |
| 教育長 | コンプライアンスの観点から、無償措置法と地教行法の両方を満たす解決の在り方が大事であるという立場で、3市町教育委員会に対し、協議して同一の教科書を報告するように求めてきました。文科省としては、竹富町教育委員会に対して判断を求めています。竹富町教育委員会の主体性を尊重しながら、その判断を見守る方針で臨んでいきたいと思ひます。なお、竹富町教育委員会では、生徒に公民の教科書が行き渡らない状況だけは避けなければならないという意向があると、事務方を通して伺っていますので、引き続き竹富町教育委員会の判断の行方を見守ってきたいと思ひます。 |
| 委員長 | 最終的には竹富町教育委員会の主体性を尊重するということだ。子ども達が新学期に向けてしっかり準備できる状態にしてほしいというのは、誰もが願っていることだと思ひます。それに向けて、特に竹富町の地元はしっかりと検討しておられると思ひますので、県教育委員会としても竹富町が的確な判断ができるようにサポートできるつもりでこれまでも来たが、今後もしっかりと八重山3市町と連携しながら積極的に見守ってきたい。 |
| 委員長 | 他にございませんか。 (しばし間があり) それでは、議事に入ります。本日は議案が1件となっています。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 それでは、議案第1号の説明をお願いします。 |
| 文化財課長 | (議案第1号の説明) ・沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則について |
| 安里委員 | 免除規定では、小学生、中学生等が免除対象ということだが、幼稚園生や保育園生はどうなっているのか。 |
| 文化財課長 | この管理規則では引率者の免除について規定されています。基本的には、観覧料に関することは沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の中で定められており、小学生未満の児童については、県内の小学生と中学生と同様に常設展観覧料は無料と定められています。なお、70歳以上の方も常設展の観覧料は無料となります。 |
| 安里委員 | 幼稚園生や保育園生の引率者も免除になるのか。 |
| 文化財課長 | 1号の規定で、「県内の中学校の生徒及び小学校の児童並びにその他これらに準ずる者の引率者」という中で同様な取扱をしています。ただし、これには教育過程に基づく教育活動としてという条件がありますので、学校として団体で見学するような場合に限ります。教育過程外で、休日に私的に観覧する場合等は、子どもは無料ですが保護者等は無料になりません。 |

| | |
|-------|---|
| 新垣委員 | 休日にPTA等で親子揃って観覧する場合にはどうなるか。 |
| 文化財課長 | 教育課程ということで限定していますので、その場合には、保護者は料金の負担が生じると思われます。子どもは、義務教育段階にある児童生徒は無料となります。高校生は教育課程に基づく教育活動の場合のみ無料となりますので、この場合は無料となりません。 |
| 委員長 | 他にございませんか。 (しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | このとおり決定します。 これで、本日の日程はすべて終了しましたので、閉会します。 |